



鳥取県公報

平成14年4月23日(火)
第7377号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (63) (県民室) 2
	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (64) (") 3
告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (262) (経済交流課) 3
	土地改良区の役員の退任 (263) (耕地課) 5
	土地改良法による換地処分 (264) (") 5
	土地改良事業の協議の適否の決定 (265) (") 5
	土地改良事業の工事の完了 (266) (") 6
	森林病虫害の駆除命令 (267) (森林保全課) 6
	基本測量の実施 (268) (管理課) 7
	建設業法による閲覧所の設置の一部改正 (269) (") 7
	鳥取県道路等愛護奨励規程の一部改正 (270) (") 7
	浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置の一部改正 (271) (") 8
	県営土地改良事業計画の変更 (2件) (272・273) (道路課) 9
教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (総務福利課)10
病院局告示	鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務の委託 (1)10
地労委告示	地方労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閲覧等 (1) (調整課)11
議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (総務課)12
調達公告	落札者の決定 (2件) (出納課)13
	随意契約の相手方の決定 (審査課)13
	一般競争入札の実施 (生涯学習課)14
正 誤	平成14年2月8日付鳥取県公報第7356号中訂正16

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

- 1 所得等報告書の記載事項に商品先物取引の事業・雑所得を加えることとした。(様式第3号関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公文書の写し等のうち文書、図画又は写真を複写したもの等の供与を受けるものが負担しなければならない公文書の写し等の作成に要する費用の額を次のとおり改めることとした。(別表関係)

区 分	改 正 後	現 行
単 色 刷 り	1 枚につき 10円	1 枚につき 20円
複 色 刷 り	1 枚につき 80円	1 枚につき 90円

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第63号

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 得 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 印</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 60%;">基因となった事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">分 離 課 税</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の事業・ 譲渡・雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品先物取引 の事業・雑所 得</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所得金額	基因となった事実	略			分 離 課 税	略		長期譲渡所得		株式等の事業・ 譲渡・雑所得		商品先物取引 の事業・雑所 得		略			注 略			2 略			<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 得 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 印</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 60%;">基因となった事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">分 離 課 税</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の事業・ 譲渡・雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所得金額	基因となった事実	略			分 離 課 税	略		長期譲渡所得		株式等の事業・ 譲渡・雑所得		略			注 略			2 略		
区 分	所得金額	基因となった事実																																													
略																																															
分 離 課 税	略																																														
	長期譲渡所得																																														
	株式等の事業・ 譲渡・雑所得																																														
	商品先物取引 の事業・雑所 得																																														
略																																															
注 略																																															
2 略																																															
区 分	所得金額	基因となった事実																																													
略																																															
分 離 課 税	略																																														
	長期譲渡所得																																														
	株式等の事業・ 譲渡・雑所得																																														
略																																															
注 略																																															
2 略																																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第64号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
区 分		金 額	区 分		金 額
公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	単色刷りの場合 1枚につき10円	公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	単色刷りの場合 1枚につき20円
		複色刷りの場合 1枚につき80円			複色刷りの場合 1枚につき90円
略			略		
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年 4月23日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングスクエア パセオ

日野郡日南町霞789 - 1

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 1,649㎡

変更後 1,782㎡

3 変更年月日

平成14年9月10日

4 届出年月日

平成14年4月3日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社扇屋 日野郡日南町生山710 代表取締役 佐々木幹男

有限会社福田宝進洞 日野郡日南町生山824 代表取締役 福田 守

有限会社長谷川商店 日野郡日南町多里207 代表取締役 長谷川 章

有限会社佐々木百貨店 日野郡日南町生山725 代表取締役 佐々木和美

株式会社三幸 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林 哲朗

本条美寿恵 日野郡日南町生山732

高橋美雪 日野郡日南町生山736 - 4

守家邦夫 日野郡日南町多里170 - 4

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 322台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

設置なし

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 74㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 68.8㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前10時から午後9時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 入口5か所 出口5か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後9時まで

6 縦覧に供する書類
変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間
平成14年4月23日から4月間

8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
日野郡日野町根雨140 - 1
鳥取県日野総合事務所県民局
日野郡日南町生山619
日南町産業課

9 意見書の提出

日南町の区域内に居住する者、日南町において事業活動を行う者、日南町の区域をその地区とする商工会その他の日南町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 福 井 篤 倉吉市上井348 - 2

平成14年3月26日退任

鳥取県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中郷地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第265号

河原町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業小倉地区区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年4月24日から20日間

3 縦覧に供する場所

河原町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
気 高 町	基盤整備促進事業日光地区ため池整備	平成14年3月29日

鳥取県告示第267号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 倉吉市、岩美郡岩美町及び福部村、八頭郡用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町及び名和町並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

イ 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村、淀江町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成14年5月27日から同年7月7日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して、1の(1)のイに掲げる区域にあっては、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、日野総合事務所、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第268号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量(一等磁気測量)
- 2 作業期間 平成14年9月24日から同年11月2日まで
- 3 作業地域 八頭郡家町

鳥取県告示第269号

昭和47年鳥取県告示第256号(建設業法による閲覧所の設置について)の一部を次のように改正する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
建設業法(昭和24年法律第100号)第13条の規定に基づき、閲覧所を設けたので、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条第1項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県土整備部管理課内	建設業法(昭和24年法律第100号)第13条の規定に基づき、閲覧所を設けたので、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条第1項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県土木部管理課内

鳥取県告示第270号

鳥取県道路等愛護奨励規程(昭和43年鳥取県告示第511号)の一部を次のように改正する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛護団体の結成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により結成された団体で第5条の奨励及び援助を受けようとするもの（以下「愛護団体」という。）は、その結成後速やかに様式第1号による結成届を所管<u>地方県土整備局長</u>又は日野総合事務所県土整備局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。</p>	<p>(愛護団体の結成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により結成された団体で第5条の奨励及び援助を受けようとするもの（以下「愛護団体」という。）は、その結成後速やかに様式第1号による結成届を所管<u>土木事務所長</u>又は日野総合事務所県土整備局長（以下「<u>所長等</u>」という。）に提出するものとする。</p>
<p>(愛護団体の事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 愛護団体は、前項第1号から第3号までに掲げる作業を行おうとするときは、あらかじめ、作業の日時、場所、内容及び参加人員を<u>局長</u>に通知するものとする。</p>	<p>(愛護団体の事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 愛護団体は、前項第1号から第3号までに掲げる作業を行おうとするときは、あらかじめ、作業の日時、場所、内容及び参加人員を<u>所長等</u>に通知するものとする。</p>
<p>(奨励及び援助)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>局長</u>は、愛護団体が実施する事業について必要な指導を行うほか、愛護団体に対し、作業に必要な機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助を行うものとする。</p>	<p>(奨励及び援助)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>所長等</u>は、愛護団体が実施する事業について必要な指導を行うほか、愛護団体に対し、作業に必要な機械及び器具の貸与その他事業の実施に必要な援助を行うものとする。</p>
<p>(事業の実績の報告)</p> <p>第6条 愛護団体は、4月1日から翌年の3月31日までの期間内に実施した事業の実績を様式第2号による実績報告書により翌年の5月31日までに<u>局長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>局長</u>は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要な意見を付して当該報告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(事業の実績の報告)</p> <p>第6条 愛護団体は、4月1日から翌年の3月31日までの期間内に実施した事業の実績を様式第2号による実績報告書により翌年の5月31日までに<u>所長等</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>所長等</u>は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要な意見を付して当該報告書を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、平成14年4月23日から施行する。

鳥取県告示第271号

昭和60年鳥取県告示第948号（浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第7条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県<u>土整備部</u>管理課内</p>	<p>浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第7条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県<u>土木部</u>管理課内</p>

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業南大山地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年 4月24日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
江府町役場及び溝口町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業南大山2期地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年 4月24日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場及び溝口町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年4月23日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年4月25日(木) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成14年度教科用図書選定審議会への諮問について
 - (2) その他

病院局告示

鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成14年4月23日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

- 1 委託の相手
富士総合警備保障株式会社
- 2 委託年月日
平成14年4月1日

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成14年4月23日

鳥取県地方労働委員会会長 太 田 正 志

氏 名	住 所	職 業	委嘱年月日
松 田 道 昭	東伯郡東伯町	鳥取県地方労働委員会委員	平成13年5月10日
杉 本 善三郎	倉吉市	弁護士	〃
古 賀 裕 子	鳥取市	税理士 鳥取県地方労働委員会委員	〃
坂 口 千加広	米子市	公認会計士 税理士	〃
太 田 正 志	西伯郡淀江町	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	〃
河 本 充 弘	鳥取市	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	〃
長 井 いずみ	鳥取市	税理士	〃
喜 多 恵 子	鳥取市	鳥取大学工学部助教授 鳥取県地方労働委員会委員	〃
竹 内 篤 子	鳥取市	鳥取県地方労働委員会委員	〃
石 田 喜 昭	米子市	鳥取県労働者福祉協議会専務理事	〃
仁 宮 敬 富	島根県八束郡美保関町	全国一般労働組合鳥取地方本部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
川 下 豊 洋	鳥取市	鳥取県職員連合労働組合中央執行委員長 鳥取県職員労働組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
磯 江 智 昭	東伯郡東郷町	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	〃
赤 井 堯	米子市	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	〃
隅 田 智 司	島根県安来市	松下電器産業労働組合米子支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
手 嶋 ひとみ	東伯郡大栄町	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
西 谷 昇	倉吉市	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社代表取締役会長	〃
三 橋 明	鳥取市	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
住 田 篤 美	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
榊 田 知 身	米子市	境港海陸運送株式会社代表取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
市 原 慶	鳥取市	株式会社鳥取銀行常勤監査役	〃

上原 信一	鳥取市	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	〃
川口 眞佐子	鳥取市	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	〃
稲井 幾子	倉吉市	株式会社いな取取締役副社長 鳥取県地方労働委員会委員	〃
五百川 孟	岩美郡国府町	鳥取県地方労働委員会事務局長	平成13年12月2日
竹本 英雄	鳥取市	鳥取県地方労働委員会事務局次長	平成14年4月1日
本多 克久	鳥取市	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	平成13年5月10日

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成14年4月23日

鳥取県議会議長 石 黒 豊

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分		金 額		区 分		金 額	
公文書の写し	文書、図画若しくは写真を複写したもの	単色刷りの場合	1枚につき 10円	公文書の写し	文書、図画若しくは写真を複写したもの	単色刷りの場合	1枚につき 20円
		多色刷りの場合	1枚につき 80円			公文書の写し	文書、図画若しくは写真を複写したもの
その他の物品の作成に要する費用	又は電磁的記録を出力した用紙	略		その他の物品の作成に要する費用	又は電磁的記録を出力した用紙		
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この告示は、平成14年4月23日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年3月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 小西医療器株式会社鳥取営業所
鳥取市千代水四丁目53
- 5 落札金額 44,084,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成14年1月29日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 透過型電子顕微鏡 一式
低真空走査電子顕微鏡 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取サイエンス株式会社
鳥取市吉方温泉三丁目110
- 5 落札金額 58,905,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成14年1月29日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調 達 件 名 及 び 数 量	電子計算組織による財務会計事務処理 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 契 約 日	平成14年4月1日
4 契約の相手方の名称 及び所在地	財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220
5 契 約 金 額	300,483,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 随意契約による理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
7 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県出納局審査課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

遡及図書データ入力業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館

(4) 履行期間

平成14年7月1日から平成15年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 平成14年4月23日（火）から同年6月4日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館総務課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857 - 26 - 8155

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成14年4月23日(火)から同年5月8日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年4月30日(火)午後1時30分

鳥取県立図書館小研修室

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年6月4日(火)午後1時30分(郵送による入札書の受領期限は、平成14年6月3日(月)午後5時)

鳥取県立図書館小研修室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成14年5月8日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Retrospective conversion into a machine - readable file from old card catalog, 1set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 8, May, 2002

(3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 4, June, 2002

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00PM 3, June, 2002

(4) Please contact :

Tottori Prefectural Library
101 Syoutokucho, Tottori - shi, Tottori
680 - 0017 Japan
TEL : 0857 - 26 - 8155

正 誤

平成14年2月8日付鳥取県公報第7356号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	下から6から9まで	平成14年度において県が締結する物品等又は特定役務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務を除く。）の調達のための契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたと告示する。	平成14年度及び平成15年度において県が締結する物品等又は特定役務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務を除く。）の調達のための契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたと告示する。 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。 不要とする。）
3	28	不要とする。	不要とする。）